

第 39 号  
2016.12.12

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

## 人権救済基金ニュース

### 人権救済基金をご利用下さい！

人権救済基金運営委員会 委員長 栗野浩之

京都弁護士会には「人権救済基金」という制度がありますが、皆さん、ご存知でしょうか。

今から 20 年以上前に設立された制度で、これまで 60 件以上の事件に援助を行ってきました。有名なものとしては、豊田商事事件、中国残留孤児事件、アスベスト関連疾患事件、福知山花火大会爆発事故事件、カネボウ白斑被害事件などがありますが、ニュースにならない事件についても多数援助を行ってきました。

この制度の特徴は、法テラスと違って資力要件もなければ、勝訴の可能性も必要としていないところです。裁判を起こしたいけれど費用がない場合、まずは法テラスの利用を検討することになりますが、法テラスは誰でも利用できるというわけではありません。既に申し上げたような要件を満たす必要があります。

しかし、色々な事件の中には、どうしても要件を満たさないという事件もあります。例えば、被害者が多数存在する消費者事件や住民による行政訴訟などです。このような事件は、法テラスの要件を満たさないことが多く、また法テラスの利用にも馴染みにくいと考えられます。

このような時、裁判に必要な費用を援助するのが人権救済基金です。この制度は、資力や勝

訴の見込みにかかわらず、弁護士費用や実費、相談・調査・資料収集・講演・出版物の刊行などの費用を、80 万円まで援助します。基金設置の目的が「人権の救済と伸長をめざす活動を推進すること」にありますので、対象となる事件は、高齢者や子ども、身体障害者、外国人などの人権に関する問題や、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題など、人権保障が未だ十分でない状態にある人権問題で、その解決が公益的意義を有する事件(公益事件)に限られますが、このような事件について、法テラスの要件を充たさないなどの理由で費用に困っておられる方がもしいらっしゃれば、ぜひ、基金にお申し込み頂ければと思います。

いつの時代も人権が十分に守られていない分野は存在し、ひょっとすると、今後、基金の果たす役割は増してくるかも知れません。今回の基金ニュースを読んで頂いた方は頭の片隅で結構ですので、身近な所に人権救済基金という制度があることを覚えておいて頂ければ幸いです。

これからも人権救済基金へのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

# 原発ゼロの日本をめざして！！ 大飯原発差止訴訟の御報告

脱原発京都訴訟 弁護団 岩 佐 英 夫

## 一、京都地裁での「京都脱原発訴訟」の概要

- 1、関西電力を被告とする大飯原子力発電所の第1号機ないし4号機の運転差止請求と、国及び関西電力を被告とする1月あたり1万円の感謝料請求との2本柱となっています。
- 2、原告数は、2012年11月29日の第一次提訴で1107名、2013年12月3日の第2次提訴で856名、2015年1月29日第3次提訴で730名、2016年1月13日の第4次提訴で393名、総合計3086名にのぼり、おそらく京都地裁始まって以来の大規模訴訟です。原発訴訟は全国各地で行われていますが、京都の差止訴訟は、九州の玄海・川内原発差止訴訟に次ぐ規模です。
- 3、原発の運転差止は、全ての原告に共通の請求であるにも関わらず、残念ながら現在の裁判所は各人ごとに別の訴訟として扱うため印紙も別々としています。そのため、原告に参加する場合1人の5000円の参加費をいただいています。700名規模以上の提訴でないと印紙代だけで赤字となってしまいます。原発訴訟は、印紙代のみならず、多くの通信費、コピー代、世論を広めるための印刷物等の費用も必要です。専門家の協力が不可欠であり、その為の費用も必要です。こうした費用を捻出するために原告団はカンパ等の努力を重ねています。こうしたことから「人権基金」から援助をいただいたことは大きな支えとなっています。
- 4、若狭の原発事故で琵琶湖が汚染された場合は、近畿一円の被害が広まることから、脱原発京都訴訟の原告は京都・滋賀・大阪・奈良に及んでいます。本年9月14日に第12回口頭弁論を終え、11月28日に第13回、2017年2月13日に第14回口頭弁論が予定されています。

## 二、訴訟の主な論点

- 1、第1は、主張立証責任の実質的な転換（原告側の立証の負担軽減）です。  
伊方原発訴訟最高裁判所平成4年10月29日判決は、福島事故の発生より以前の段階で、運転により人体に有害な物質を大量に発生させる原子炉施設の特異性から、「万が一にも」原発事故を起こしてはならないとの一般的基準を立てました。しかしながら、その後、重大な福島第一原発事故が発生し未だに原因究明すら進んでいないこと、原子炉や地震等に関する専門的資料は圧倒的に電力会社や国が保有しているという原発訴訟の事情のもとでは、私たちは、原告において個別の原発における「万が一」の危険性を相当な資料に基づいて指摘したときには、その原発の運転は直ちに差し止められるべきことを主張しています。
- 2、第2は、“平均値”にしがみついた「基準地震動」の問題点です。若狭湾には多くの活断層が存在しています。しかしながら、関電は若狭湾の「地域的特異性」を持ち出して「基準地震動」を超える地震は起きないとしています。「基準地震動」は、主として外国で発生した地震の「平均値」に依拠しています。しかしながら、地震動は、地震大国日本で実際に発生した最大値の振動に耐えられることを基準にすべきです。特に、本年発生した熊本地震は、既知の断層が存在したものの地震学者は誰も地震発生を警告しておらず、既知断層ではなく、その延長線上のずっと離れたところで発生しました。しかも2日間の間に震度7という最大規模地震が連続して発生したことも前代未聞です。既知の断層でないところで地震が発生したことは鳥取地震も同様です。そもそも関西の私たちにとって身近な1995年の阪神大震災も、神戸市内では既知断層と全く関係ないところで地震が発生しました。地震発生後は淡路島では「野島断層」が現れましたが、神戸市内では地震後も地上には断層は観測されていないのです。原告団・

弁護団は本年10月30日(日)に野島断層及び神戸市内の被災状況の現地調査をしました。

こうした現実からは、世界でも突出した地震大国日本では、日本中のどこで大きな地震が発生してもおかしくないし、また地震の予知は現段階では不可能というのが地震研究者の常識になっています。そうである以上、若狭に大きな地震が発生しても決しておかしくないし、「基準地震動」は「平均値」ではなく、現実に発生した最大の揺れに耐えられることを基準にすべきです。

3、第3は、避難計画の杜撰さです。新規制基準は原発事故発生を前提にせざるを得なくなっています。そうである以上、避難計画は万全でなければなりません。しかしながら、若狭湾の原発群から至近距離にある舞鶴市や宮津市の避難計画は、杜撰かつ非現実的としかしいようがありません。道路の渋滞だけでなく、場所によっては地震による土砂崩れや冬季の積雪等で通行不能になる地域もあります。もともと安全に避難できる計画を立てること自体が無理なのです。住民の最大の安全確保は原発ゼロしかありません。

4、第4は、自然再生エネルギーにより原発は不要であることを明らかにすることです。

i、福島事故後、原発稼働ゼロの状態が続きましたが、国民の節電努力で、何ら電力不足は起こっていません。いま地球温暖化防止が人類共通の緊急課題となっています。日本政府は、「原発は二酸化炭素を出さない」ことを原発維持の口実にしていますが、これはウソです。そもそもウラン採掘精製過程で多くのCO<sub>2</sub>を出しますし、定期検査等の際の火力発電も大量のCO<sub>2</sub>を排出します。

ii、世界は、原発にも化石燃料にも頼らないCO<sub>2</sub>削減をめざしています。ドイツの保守政権は、福島事故のわずか2カ月後に2020年までの原発ゼロを決断しました。そしてドイツでは自然代替エネルギーが急速に発展し農村部が豊かになりつつあります。

iii、実は、日本の環境省の地球環境局・地球温暖化対策課が、2011年(平成23年)4月に発表した「平成22年度 再生エネルギー導入ポテンシャル調査概要」によれば、太陽光、風力、中小水力、地熱等の自然再生エネルギー発電の潜在可能性は20億7800万KWにも達します。他方、2012年度(平成24年度)の最大電力(年間を通じて最大時の電力需要量)は、わずか1億5448万KWに過ぎません。自然再生エネルギーの技術的問題やコストも急速に改善されつつあり

ます。自然再生エネルギーで充分すぎるほど電力は賄えます。原発ゼロは可能です。

5、こうした論点をしっかり裁判所に理解してもらい、福井地裁判決や、大津地裁仮処分決定のように素晴らしい判決を京都地裁でも獲得すべく努力を続けます。

### 三、世論の大切さ

最後に強調したいのは世論の大切さです。全国各地で多くの原発運転差止訴訟が過去になされ、現在も進行しています。しかしながら、福島第一原発事故以前は2勝36敗だったのに対して、同事故後は4勝6敗となり、大きな変化が起きています。これは、福島事故後の世論の大きな変化が背景となっていることは明らかです。

大飯原発運転差止訴訟弁護団も、訴訟必勝のために全力を尽くすとともに、原発ゼロを支える世論をさらに広め深化するために努力したいと思います。



【上：第2次提訴で裁判所に向う原告団】  
【下：提訴後、弁護士会館地下ホールでの報告集会】

## \* これまでに基金で援助した事件 \*

	事件名
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件
	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）

次ページへ続く

前ページからの続き

	事件名
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件
	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
2015年	京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件
	天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件
	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
2016年	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。  
2016年9月末時点での援助件数は、69件です。

## ＝2015年度人権救済基金報告＝

### 収入の部

科 目	‘15年度予算額	‘15年度決算額
1 会員寄附金	900,000	963,000
2 会員外寄附金	300,000	615,649
3 償還金	0	800,000
4 受取利息	2,000	1,627
5 雑収入	250,000	216,103
当期収入合計(A)	1,452,000	2,596,379
前年度繰越金	9,056,581	9,056,581
収入合計(B)	10,508,581	11,652,960

### 支出の部

科 目	‘15年度予算額	‘15年度決算額
援助金	3,500,000	2,500,000
活動費	800,000	539,252
雑費	10,000	5,162
予備費	6,198,581	0
当期支出合計(C)	10,508,581	3,044,414
当期収支差額(A-C)	△9,056,581	448,035
次期繰越収支差額(B-C)	0	8,608,546

# 人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、法テラスの「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくても、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、4頁の「これまでに基金で援助した事件」のとおりですが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、ヤコブ病損害賠償請求事件、学生無年金裁判事件、薬害イレッサ西日本損害賠償請求事件、アスベスト関連疾患損害賠償請求事件、福知山花火大会での爆発事故損害賠償等請求事件、カネボウ白斑被害損害賠償事件、下鴨マンション建築風致許可取消請求事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2015年度末で、約860万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしく願いいたします。

第21回

# 法律援助を広げる 市民のつどい

～市民の裁判を受ける権利を守るために～



## 講演 大災害の 備えと支援



つ く い す す む  
**津久井 進**

日本弁護士連合会  
災害復興支援委員会  
委員長

〈プロフィール〉  
1969年生/神戸大学卒/司法修習第47期  
平成7年 神戸弁護士会入会  
平成18年 兵庫県弁護士会副会長

弁護士、マンション管理士  
著書「大災害と法」(岩波新書)  
「Q&A被災者生活再建支援法」(商事法務)

### ミニコンサート

こうの やすひる



**河野 康弘**

〈プロフィール〉  
ジャズピアニスト

'75年・矢沢永吉バンドのキーボードとしてプロデビュー。  
中村雅俊、芹洋子の伴奏をつとめた後ジャズピアニストとして東京  
近郊のライブハウスで演奏。  
'80年代はアン・リチャーズ(Vo)、リチャード・テイビス(B)他内外の  
一流ミュージシャンとのセッションなどで全国で活動。  
'91年・湾岸戦争をきっかけに毎の故郷を流れる四万十川を題材に  
組曲「四万十川」全10曲を作曲し平和と環境をテーマに活動をはじ  
める。  
'94年のベルギー王国で開かれたブリュッセル・ピアノフェスティバ  
ル参加を始めて南アフリカ共和国、イスラエル、パレスチナ自治  
区、中国・内モンゴル、タイ王国、ベトナム、など世界へ活動を広げる。  
現在「ジャズ」というジャンルにとらわれず独自の音楽を開拓し「ダイ  
ナミックなプレイ」と「素朴な語り」、スタンダードから童謡までジャン  
ル・年齢を越えて、音楽の楽しささらしさを感ぜてもらうコンサートを  
展開中。

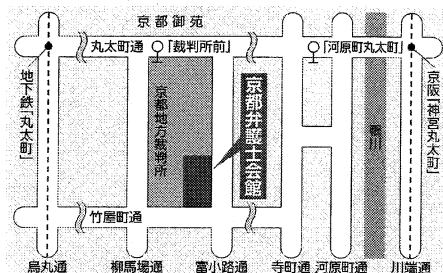
### 人権救済基金の説明と事例報告

■日時  
2017年 2月4日(土)  
(平成29年)

午後1時30分から午後4時(開場午後1時)

■会場  
**京都弁護士会館 地階大ホール**

**先着順・入場無料**



①地下鉄「丸太町」駅から徒歩7分 ③バス停「裁判所前」から徒歩2分  
②京阪「神宮丸太町」駅から徒歩12分 ④バス停「河原町丸太町」から徒歩8分

駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい

主催/京都弁護士会 後援/京都府・京都市・京都地方法務局・京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会・京都新聞・KBS京都・日本司法支援センター京都地方事務所

きつとある あなたを支える 法と智慧  
**京都弁護士会** TEL.075-231-2378

詳しくはホームページをご覧ください

京都弁護士会

検索





## 「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただく必要があります。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**  
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！  
QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。

